

社労士



# ふくしま



相馬「松川浦」の初日の出（相馬市ホームページより）  
松川浦の海苔棚（左）、相馬釣棧橋（上）、文字島（下）

- 新年のご挨拶
- 研修会・セミナー
- 「特別非常勤講師制度」による講師派遣



福島県社会保険労務士会

## 社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

### 社会保険労務士の義務と責任

#### 1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

#### 2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

#### 3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

#### 4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

#### 5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後も守秘の責任をもたなければならない。

## \*\*\* CONTENTS \*\*\*

会長あいさつ..... 3	情報・一番.....15
新年のあいさつ..... 5	•「特別非常勤講師制度」による講師派遣
研修会..... 9	•福島県社労士会総合相談所
ワークルールセミナー.....12	•支部紹介 郡山支部
社労士会セミナー.....13	新入会員紹介.....21
リレー随想.....14	支部だより.....25
	会員異動状況.....29
	編集後記.....31

### 表紙の説明

## 相馬「松川浦」の初日の出 ～松川浦の海苔棚、相馬釣棧橋、文字島～

#### 相馬釣棧橋（写真右端に松川浦大橋）

釣棧橋から望む鵜ノ尾埼灯台付近から昇る初日の出。右手には松川浦大橋も見えます。釣棧橋は原釜尾浜海水浴場近くにあり、アイナメやカレイも釣れます。

#### 文字島（左側に写っている二つの島）

松川浦の奥座敷と呼ばれる岩子地区に浮かぶ「文字島」。点在する松川浦の小島のなかでも最も小さく、陸地に近いため間近で見ることができます。

#### 海苔棚

松川浦に広がる海苔棚。東日本大震災により甚大な被害を受けましたが、海苔養殖業の方々の努力によって再建が図られ、2018年より出荷が再開されました。乾燥のりや佃煮はお土産でも人気があります。





## 新年のご挨拶

福島県社会保険労務士会

会長 宍戸 宏 行

あけましておめでとうございます。昨年を振り返りますとロシアのウクライナ侵攻、安倍元総理への銃撃等安全と平和が脅かされた1年でした。また新型コロナウイルスも変異を繰り返しながら感染力を強め、国内の感染者は波があるとはいえ依然高い水準にあります。行動制限はなくなりましたが依然感染対策をしながらのウイズコロナの生活が強いられています。見方を変えればコロナ禍前の生活スタイルからコロナ禍による新しい生活スタイルがこれからの日常生活として定着するのかもしれませんが、我々の社労士会においてもコロナ禍によりデジタル化が加速的に発展し、オンライン中心の会議やセミナーが当たり前になりました。インパーソン（集合）での会議。セミナー等を望む声もありますが、この大きな流れは変わらないと思います。企業においては、テレワークとオンラインによって多様な働き方を提供し、能力を最大限に発揮出来得るよう新たな企業文化を目指している企業もあると聞いております。

岸田内閣は、2023年連合における新年交歓会においてインフレ率を超える賃金引上げを企業に求めました。賃上げ達成の方法として三本柱を提起しています。一つ目は、「成長分野に移動するための学びなおし（リスキリング）支援」、二つ目は「日本に合った職務給への移行」、三つ目が「成長分野への雇用の円滑な移動」を提唱しました。いまや日本国内における平均年収は韓国に抜かれています。昨年来の物価高のなか今年は、賃金の引き上げが話題になりそうで

す。とはいえ国内の99.7%を占める中小企業においては大変なことと思います。今後の国の施策が注視されるところです。

さて、このような状況下のなか我々社労士に課せられた使命は何なのかあらためて考える必要があるかもしれません。1月23日より通常国会が開催され、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という）では第9次社労士法改正の上程を目指しています。そのなかの一つに使命規定の変更（社労士法の改正）があります。従来の目的規定から使命規定に変えることで社労士が国民の負託を受けてその存在価値を高め必要不可欠な国家資格者であることを定義づけるものです。働き方改革関連法案が施行され、各方面から社労士に対する期待感、注目度は高まり、数年前と比較して企業から求められる社労士のスキルは明らかに変わってきています。いかに経営者の求めることを的確に把握し企業の人材育成、人材定着、そして良好な職場環境を構築し持続可能な企業にしていくかといった高いコミュニケーション能力が求められています。連合会が打ち出した今年度の事業計画、さらに総会で承認を受ける今年度の事業計画（方針）をしっかりと見据え、本会においても連合会と足並みをそろえ事業を推進していかなければなりません。特に連合会の進めるデジタル化、eラーニングを中心とした研修会の在り方、これらについては、しっかりと連携を図っていく必要があります。

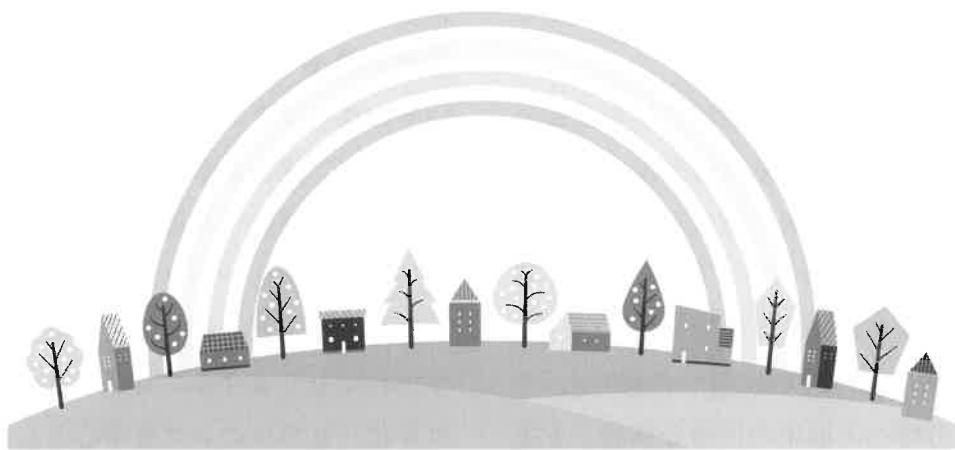
今年は卯年ですが、前回の卯年は、東日本大

震災・東京電力第一原子力発電事故があった年です。本会では、2年前に震災等における本会の復興事業における10年の歩みの報告書を発刊しました。記憶の風化を防ぐためにも自然災害等からの復興についてその在り方を連合会に提言しています。

念頭にあたり改めて我々社労士の今後の在り方に思いを巡らせ、「人を大切にする企業」づ

くりから「人を大切にする社会」の実現のため国民、社会の負託に応えられる国家資格者として持続可能な企業、社会づくりに貢献する使命感を強く感じた次第です。

最後になりますが、この1年が会員皆様にとって更なる飛躍の年になることを心より祈念し、年頭の挨拶といたします。





## 新年のご挨拶

福島労働局

局長 河西直人

新年を迎え、皆さまの御健勝と御繁栄を心よりお祝い申し上げます。

福島県社会保険労務士会、並びに会員の皆さまには、日頃から労働行政の推進に多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年から続くコロナ禍では、福島県内においても新型コロナウイルス感染症拡大による第8波で多くの感染者が見受けられ、未だ完全な収束が見通せない中、経済や雇用情勢には大きな影響を与えており、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から12年が経とうとしていますが、復興・再生を着実に進めるうえで、復興途上にある被災地では大きな困難に直面しています。こうした厳しい状況下において、労働・社会保険の専門家として福島県の復興・再生を担っておられる皆さまの御努力に、心からの敬意を表します。

福島労働局といたしましても、県内各労働基準監督署・ハローワーク・労働局に新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を設け、事業主及び労働者の方々からの相談にきめ細やかに対応しつつ、休業を余儀なくされた労働者の雇用維持を図るため、引き続き、雇用調整助成金等の早期支給により事業主を支援する他、産業雇用安定助成金を活用した雇用シェアリングと、やむを得ず離職した方には、求職者支援制度をはじめとした公的職業訓練を活用した積極的な受講あっせん及び再就職支援に努めてまいります。

さらに、政府においては、「人への投資」の抜本強化を図ることとしており、人材の育成や能力開発等に取り組む事業主等を支援するための各種助成金の周知広報と活用促進に積極的に取り組んでまいります。

また、福島労働局では、福島の復興・再生を持続的に進めるためには、人材の確保、定着の観点から働き方改革を通じた魅力ある職場づくりが重要であると考えており、最重点課題として魅力ある職場づくりの推進に取り組んでいます。

働き方改革関連法による改正法が平成31年4月から順次施行されており、中小企業においても令和2年4月からは、時間外労働の上限規制が適用され、さらに、本年4月からは月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が5割以上に引上げとなります。また、令和3年4月からは、正社員とパート有

期雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止され、昨年4月からは、パワハラ防止対策についても義務化されています。

県内の事業主・労働者の皆さまには、各改正法の趣旨を御理解いただき、労使一体となって魅力ある職場づくりのための環境整備に確実に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。そのための支援といたしまして、貴会に委託しております福島働き方改革推進支援センターでは、中小企業事業主の方から相談対応や県内各地域でのセミナーの開催、個別訪問支援を行っていただいております。また労働基準監督署の労働時間相談・支援班では企業への個別訪問や説明会を実施しております。

福島労働局のもう一つの最重点施策は、東日本大震災からの復興支援です。福島復興・再生に向け、多くの方々が福島第一原子力発電所の廃炉に向けた作業、除染作業、汚染土壌等の搬入・搬出の作業及び中間貯蔵施設における事故由来廃棄物の処分のための作業等に従事されています。これらの作業に従事される労働者の方々が安心して働くことができるよう、安全や健康及び労働条件の確保・改善対策も引き続き実施してまいります。

また、復興関連事業に限らず、県内すべての事業場において、労働災害防止対策の徹底を図っていただきたいと思いますと考えています。労働災害による死傷者数は令和2年以降増加傾向が続いており、強い危機感を抱いております。こうした危機意識の下、労働災害ゼロを目指して、令和5年度を初年度として策定する予定の第14次労働災害防止計画に基づき、転倒災害や墜落・転落災害等の防止に向けた各種対策を実施してまいりますので、なお一層の御協力をお願い申し上げます。

本年も福島労働局は、県民の皆さまの行政ニーズをしっかりと把握し、福島復興・再生を雇用・労働の面から支えながら後押しすべく、労働基準、職業安定、雇用環境・均等、人材開発の各分野を有機的に連携させ、全力で効果的な対策を推進してまいります。皆さまには、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、令和5年が皆さまにとって幸多き明るい笑顔の一年となりますことを心より祈念申し上げ、新年の御挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

日本年金機構 東北福島年金事務所  
所長 風 張 信 男

令和5年の新春を迎え、謹んでお喜びを申し上げます。

日頃より、福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様には、日本年金機構の事業運営に、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、年金相談センター、年金事務所における年金相談窓口等の運営業務委託による年金相談対応につきましても、多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

日本年金機構は、より一層、お客様の立場に立った親切丁寧な相談対応を心掛け、安心して来所頂き、満足してお帰り頂ける相談窓口となるよう努めて参りますので、本年も引続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、生活様式の変換や様々な自粛等を余儀なくされた厳しい年でありました。

当機構においては、被保険者や事業所様にご迷惑をおかけしないよう速やかな届書処理に取り組みました。

また、来所や訪問制限に対応し、郵送届出勧奨や郵送調査など、事業所様や社会保険労務士様のご理解、ご協力のもと実施することが出来ました。

本年は、引き続き感染拡大防止対策を図りながら、安心安全な業務運営を行うとともに、感染症の影響を受けられた被保険者様、事業所様の特例申請等についても、親身にご相談に応じ対応して参ります。

また、電子申請の周知広報に取り組んで参りましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対応を契機に、電子申請の届書利用率はかなり高

くなってきています。既に、福島県社会保険労務士会様及び会員の皆様には、電子申請利用促進に向けご協力を頂いておりますが、いつでも申請が可能、移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減、出先からの申請が可能、保険証交付の期間短縮等のメリットもありますので、更なる電子申請利用開始に向けたご協力をお願い申し上げます。

制度改正への対応としましては、年金給付関係で、2022年4月施行の在職年金定時改定の導入、60歳台前半の在職老齢年金の制度見直し、繰下げ受給の年齢上限の引き上げ等、改正されました。適用関係では、短時間労働者の適用拡大が図られ、100人超規模の事業所が2022年10月から、50人超規模の事業所が2024年10月から強制適用となります。

これら制度改正に関し、年金受給権者や被保険者、事業所の皆様にご周知していくことが非常に重要です。

地域年金展開事業によるセミナーや年金制度説明会の対面での実施を自粛している現状ですが、Web会議ツールを活用した非対面型による実施に切り替え、今後は文書やホームページ等、あらゆる機会を通じ周知広報して参ります。

福島県社会保険労務士会並びに会員の皆様におかれましては、当機構の事業運営に対するより一層のご理解と、引続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福島県社会保険労務士会様の今後益々のご発展と会員の皆様のご健勝を、そして、新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

全国健康保険協会福島支部（協会けんぽ）

支部長 遠藤 隆 男

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

福島県社会保険労務士会ならびに会員の皆さまには、日頃より協会けんぽにおける各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

協会けんぽは本年で設立15年目を迎えました。令和4年9月末時点の福島支部加入事業所は約3万7千、加入者は約65万人を数え、県内最大の保険者となっております。

また、協会と加入者の皆さまをつなぐ役割を担っていただいている健康保険委員の委嘱者数は、令和5年1月末で約4千8百人、被保険者のカバー率は全体の51.7%となりました。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う傷病手当金の申請が大幅に増加し、これらのお支払いを優先したため、療養費・高額療養費等のお支払いに日数を要し、加入者の皆さまにはご迷惑をおかけいたしました。

因みに当支部でお支払いしたコロナ関連の傷病手当金の件数は、昨年1年間で7千6百件を超え、10月の1ヵ月間だけでも2千2百件のほりました。

本年こそ新型コロナウイルスの感染が終息し、協会の各種事業が円滑に進むことを心から願いたいと思います。

さて、将来の健康度向上への取り組みを評価するインセンティブ制度は導入3年目となりますが、福島支部は令和3年度の実績が全国47支部中第11位となり、令和5年度の健康保険料率

において0.019%の引き下げにつながりました。

また、従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に向け積極的に取り組む「健康経営」の考え方にに基づき、平成27年度からスタートした「健康事業所宣言」のエントリー事業所数は、令和5年1月末現在で1,924社となり、毎年着実に増加しております。さらに、福島県と共催で実施している「ふくしま健康経営優良事業所」認定制度において、今年度は協会けんぽ加入の277社が認定を受けており、事業所における健康づくりへの関心は年々高まっていると感じております。

協会けんぽでは、今年1月から新しい業務システムを稼働させ、より迅速に給付金をお支払いしていく他、4月からは生活習慣病予防健診の自己負担を軽減する等更なる保健事業の充実を図ってまいります。

これらに加え、各種申請書の新様式でのご提出や、保険証回収、被扶養者資格再確認、申請書の郵送化など弊協会事業の推進に関しましては、事業主・加入者の皆さまの良き相談役であり、社会保険実務の専門家である皆さまのお力添えが何より大事と考えております。どうぞ引き続きご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、福島県社会保険労務士会の今後益々のご発展と、会員の皆さまのご繁栄とご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

全国社会保険労務士会連合会

会長 大野 実

会員の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から当連合会の事業活動に深いご理解をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、政府においては「新しい資本主義」の理念のもと「成長と分配の好循環」を目標としたさまざまな施策の実現が図られてきました。

「新しい日常」と「新しい生活様式」が掲げられ、それらに対応した働き方として、「DX（デジタルトランスフォーメーション）」の推進によるリモートワークをはじめとする柔軟な働き方がより一層進展した一年であったと感じております。

一方で、コロナ禍における支援について、本年は「Beyond CORONA with You」を標榜し、新たなステージとして事業展開を図ってまいります。

同時に、全国約4万5千人の会員の皆様とともに、「働き方改革」を超えた「働きがい改革」を提唱することにより、「一人ひとりが働きやすい環境づくり」を通して、新しい時代に「より前向きに働きたいと思える職場づくり」の支援も進めてまいりたく存じます。

また、「ビジネスと人権」の理念に関する意識が高まっていることを受け、昨年12月に「全国社会保険労務士会連合会 人権方針」を策定し、広く社会に発信いたしました。

各企業においても、サプライチェーンも含め、人権尊重を求める動きが広がり、企業における

「ヒト」に対する考え方が「コスト」から「資本」へと大きく転換しつつあります。

こういったことから、企業の持続的な企業価値向上の取組みとして、財務の視点を超えた「人的資源」の考え方について、人材育成方針、男女別賃金、女性管理職比率等の非財務の視点による「人的資本」、いわば「人材のマネジメント＝経営労務管理」の重要性が社会的に問われることとなりました。

我々社労士は、この大きなテーマの実現に向けて、コーポレートメッセージである「人を大切にする企業」づくりから「人を大切にする社会」の実現へという使命を改めて強く意識し、取組みを積極的に進めてまいります。

本年は社労士制度創設55周年となる節目の年となります。

振り返りますと、社会保険労務士法が制定された当時は、まさに高度経済成長期のなかであり、労務管理・労働社会保険諸法令に関する国家資格者の誕生は時代の要請にかなうものでありました。

時を経て、社労士制度は諸先輩方の多大なるご尽力のもと、幾度の法改正を重ねるとともに、法に定められている社会的使命を着実に実行し、国民のみなさまの期待に応えてまいりました。今後も士業として一層信頼される制度となるべく、会員のみなさまとともに気持ちを引き締めて各種事業に取り組む所存でございます。

結びに、年頭にあたり本年が皆様にとって実り多き一年になりますことを祈念申し上げ、ご挨拶といたします。



## 第1回研修会を受講して

榎田哲士(会津支部)

福島県社会保険労務士会業務委員会主催の令和4年度第1回は、郡山市のユラックス熱海で開催となりました。3部構成、10時30分から16時30分の時間となっており、とても充実した内容でした。コロナ禍ということもあり、ハイブリッド形式での開催となりましたが、新入会員も含め多数の方が参加されておりました。

第1講座は、育児・介護休業法の改正について福島労働局雇用環境・均等室室長補佐よりご講義いただきました。令和4年10月から施行の「パパ育休」の直前というタイミングだったので改正内容の確認ができました。また令和4年4月からすでに施行済みの改正内容についても改めてお話いただけたので大変助かりました。

次の内容は必須聴講で「職業倫理について」業務委員会より草野昌利委員にご講義いただきました。今回の内容は、情報の不適切発信、社労士以外の関連業者との関わり合いについてでした。社労士と業務委託希望先のマッチングを提案する関連業者が最近増えて来ていたので大変勉強になりました。草野委員のユーモアを交えたトークは非常に聞きやすかったです。

第2講座は、コミュニケーション研修でした。タイトルは「見せる化コミュニケーションの重要性」。一般社団法人コミュニケーション教育協会理事長の黒澤俊実さんにご講義いただきました。黒澤さんはその他にも印象分析士、社長診断士といった資格もお持ちで経営者からのご依頼も多いそうです。地元宮城県ではラジオのパーソナリティとしてもご活躍で、まさにコミュニケーションのプロフェッショナルといった印象でした。そんな黒澤先生が特に力を入れてお話しされていたのが、話の聞き方です。漢字にすると「傾聴」です。「聞く」のではなく、「聴く」です。話を聴くときは、話し手に対してそのサインを伝える事が重要だったりします。その重要なリアクションを大きく3つに分けてご指導いただきました。また、その際の心構えも表情・姿勢・声に現れるため、意識的に配慮する必要があると感じま

した。後半では、実戦形式でのロールプレイングをお題形式で行いました。私も聞き手役として参加しました。コミュニケーションについては、以前から個人的にも勉強していたのでちょっと自信がありました。しかし、始まってみると、話し手の会話内容と的外れた回答を多々する始末で、同じく聞き手で参加した同期会員の足を引っ張る結果となってしまいました。皆に笑ってもらえた事が、せめてもの救いでした。とはいえ、リアルで参加する事により、大変貴重な経験を肌で感じる事ができて良かったです。また、業務上におけるコミュニケーションスキルの重要性を再認識できたので、大変良かったです。正直、社労士実務の研修内容ではなかったのですが、受けなくても良いかなーと思うところもありましたが、本当に受けておいて良かったと感じました。今は社労士の社会的認知度も以前より高まっていますし、インターネットの普及によってお客様の選択肢も多岐に渡ります。直接対面・ウェブ対面に関わらず限られた時間の中でより高い信頼度を得る必要がある

場面では特に役立ちそうです。ご担当の業務委員の皆さんについてはお忙しい中、段取りいただきありがとうございました。是非また参加させてください。



講師：黒澤俊実氏



ロールプレ実演：左から白岩会員、榎田会員、御代田会員



## 第2回研修会（12月9日）を受講して

佐藤 龍樹（福島支部）

令和4年12月9日、コラッセふくしまにて令和4年度第2回研修会が行われました。新型コロナウイルスの感染状況により、オンライン研修会が多い昨今ですが、今回は会場受講も可能ということで、ぜひ直接会場に出向いて一つでも多くのことを直接吸収したいという思いで受講に臨みました。

第1講座は、「社会保険の電子申請について」でした。東北福島年金事務所のご担当の方よりあらためて社会保険の電子申請の必要性について説明がありました。弊所ではGビズIDを使用して手続きを行っておりますが、まだ100%の手続きを電子申請で行っているとは言えない状況の中、行政と協力関係の下、可能な限りすべての手続きを電子申請で行う必要があると感じました。10年前は紙での手続きが当たり前で、資格取得届など社用車にいつも何部か置いていた時代を考えると今は格段に電子申請が普及しております。電子申請への完全移行は喫緊の課題であると改めて考えさせられました。

また、第2講座は「インボイス制度について」でした。税理士の相澤エリ様より講義を賜りました。もちろんインボイス制度の概要は知っているものの、まだ適格請求書事業者の登録申請は行っておらず、令和5年3月31日までに提出する必要性、メリット、デメリットを講義を通じて知ることが出来ました。私ども開



講師：相澤エリ氏

業社労士にとって請求書に関しては避けては通れない問題で適切なスケジュールのもと適切に手続きをする必要性を感じました。

そして、第3講座ですが、「問題社員トラブル円満解決の実践的手法」について、弁護士の西川暢春先生よりお話を頂戴しました。日頃より中小企業の社長様から「こういう社員がいるんだ」と悩みをお伺いする身として非常に興味があるテーマで楽しみにしておりました。中でも勉強になったことは、どんなにひどい問題行動を起こしても、過去に懲戒歴がない場合は、判例では解雇無効になるケースが多いということでした。やはり就業規則にのっとって懲戒の順番、その程度に応じた懲戒処分を適切に行う必要があるのだと感じました。また、同様に「話し合いによる解決」が何より重要だということが西川先生のお話で強く感じたテーマでした。多くの問題社員に共通することは自分自身を理解していない（西川先生のお言葉を拝借すると「自己認識のゆがみがある」）ことでした。その自己認識のゆがみを修正させることが何より大事で、問題社員に自分自身を理解してもらう必要があるということが大事であると感じました。我々法律に関わるものとはかく法律的にどう判断すればよいかという考えに陥りがちですが、弁護士の先生でも法律的な解釈よりその前に「話し合いによる解決」が何より重要とお考えになるいうことに衝撃を受けました。

この度の講習を受講して、今取り組むべき課題と「人とかかわる社労士」としての自分の在り方を考えさせていただく非常に良い機会となりました。



## 「令和4年度新人会員研修会」に参加して

馬上 智美 (いわき支部)

9月8日、9日に令和4年度の新人会員研修会が行われました。私は、7月15日付けで入会したばかりだったこと、ZOOMでの参加だったこともあり、かなり緊張していました。

また、受講対象者は、開業登録後5年以内の社会保険労務士とのことで、すでに年金事務所や労働基準監督署でお仕事をしている方もいるようでした。そのためか、何だか自分が何も知らず取り残されている気分になり、内容も理解できるのか？心配しながらの受講開始となりました。

1日目は、宍戸会長の挨拶、社労士制度の概要、社労士会について・実務研修労働基準監督署・実務研修ハローワーク・実務研修年金事務所・労働保険事務組合について・社会保険労務士の職業倫理について・グループディスカッション等の内容でした。書類の書き方や注意点について学べ、実務で即使用できる内容であることから大変ありがたいと思いました。労働保険事務組合に関しては、どのようなものなのかが少し理解できたような気がしました。事業主が労災に入りたいと言った場合には、労働保険事務組合をされていらっしゃる先生に依頼するようになることを知らなかったので勉強になりました。社労士の倫理については、非社労士との提携の禁止の違反に注意していきたいと思いました。グループディスカッションでは、先生方の新人の頃のお話や、苦勞されたお話等を聞かせていただき大変参考になりました。今後どのようにしたらよいのか、不安な状況での受講でしたので目標を立てることの大切さや、人間

関係の重要性も心に残りました。

2日目は、IT活用を含めた社労士業務、税金について・政治連盟について・実務研修労災について等の内容でした。

社労士業務税金についてですが、請求書記載の源泉徴収所得税について初めて知ったので受講して良かったと思いました。知らないままで仕事をするところでした。また、税金の種類がたくさんあり勉強になりました。政治連盟については、入会しなければならないことは理解はしました。実務労災研修については、パワハラやコロナ感染の労災認定についての講習では、コロナ感染も労災になることを知りました。また、労働者死傷病報告書の様々な記載例があり実務での使用の際に確認出来て便利だと思いました。

研修に参加させていただき、一番に思ったことは講師の先生方の仲が良さそうで、先生方にここにことお話をしてくださったことです。とても楽しそうにお話をしていただいたことで、こちらの心配や不安が減少し、前向きに頑張っていけそうな気持ちになりました。先輩の先生方に、実務や新人の頃のお話、売り上げについて等の話を伺う機会は、なかなかないと思います。このような貴重なお時間をいただけたことは、この先自分にとっては宝物になると思います。何かの折には思い出し、頑張っていけたらと思います。

講師の先生方には、お忙しい中、貴重なお話をいただき大変ありがとうございました。



## ワークルールセミナー雑感

鈴木 聡 美 (郡山支部)

令和4年12月8日、県立白河実業高等学校(以下、白河実業)にて、ワークルールセミナーを実施いたしました。セミナー実施までの流れや、当日の様子などをご紹介します。

### 1. 講師募集と説明会

きっかけは、令和4年7月の月間情報で講師募集のお知らせを拝見したことです。「次世代向けセミナー」は、私自身、社労士登録後にやってみたい事の一つでしたので、早速申し込みました。程なくして講師に決定、10月中旬、事務局にて説明会。説明会では、セミナー実施前後の具体的な流れの説明や対象校についての連絡などが行われました。ここで、私の担当は白河実業、対象人数197人、講義時間45分前後であることを教えていただきました。「197人」の数字を聞いて、相当表情が固まっていたのだと思います。「45分なんてあっという間なので大丈夫ですよ！」など、緊張をほぐす言葉を頂けたのを覚えています。

### 2. 教材選定と事前打合わせ

セミナー教材については、連合会作成冊子「知っておきたい、働くときの基礎知識」は必ず配布、あとは比較的自由でした。連合会冊子のクオリティが高かったため、別資料は自作せず、プレゼン資料も連合会作成のものを使うことにしました。説明会后、早速学校と事前打合わせを行いました。担当の藤田教諭から、開催会場は体育館からひと教室、他教室には動画同時配信の形に変更したいこと、特に社会で働くことの意義について伝えて欲しいとの希望が出されました。「動画同時配信」は初めてのケース、試行錯誤しつつ

もセミナー構成の組み直し、練習を重ねてきました。

### 3. セミナー当日

セミナーは年金事務所との合同開催でした。講義時間90分、前半がワークルールセミナー、後半が年金教室です。最初、一番気になっている質問をぶつけてみることに。「社会保険労務士を知っている人～」結果は0人。認知度はまだ改善の余地ありと感じました。対して弁護士や税理士は全員知っていましたので、「【士】の字がつく職業はその分野の専門家」「弁護士が弁(言葉)の、税理士が税の専門家であるように、私たち社会保険労務士は『働くこと』や『働くことにまつわる保険』についての専門家」こんなところからセミナースタート。社会で働くことの意義から、最低賃金、年休、各種保険。生徒に伝えたいことは多岐にわたります。自分の失敗談も話に盛り込み、45分間はあっという間に過ぎていきました。なお、後半の年金教室では、最初に動画を見てもらう等生徒を飽きさせない工夫がなされており、私としても今後の参考にしようと思った次第です。セミナー終了後、藤田教諭より高卒求人・採用の現状や要望を伺うことが出来まして、こちらについては事務局宛に別途報告を提出させていただきました。

### 4. 最後に

今回のセミナーでは、県会事務局をはじめ県社労士会の先生方、白河実業の藤田教諭はじめ学校関係者に大変お世話になりました。この場を借りて改めて感謝申し上げます。



## 「令和4年度 社労士会セミナー」の開催

福島県社労士会総合相談所

所長 草野 智 正 (相馬支部)

今年度も「社労士の日」に合わせて、令和4年12月2日(金)に社労士会セミナーを開催しました。会場はホテル福島グリーンパレスです。前回と同様、会場での参加とZoomによる参加で実施しました。会場においては、密を避けるため間隔を十分に取った席を設け、マスク着用や手指の消毒等の協力をお願いしてご参加いただきました。なお、参加者数は、会場が19名、Zoomが32名となりました。

セミナーは2部構成とし、第1部は「女性のキャリアアップのための働き方改革について」、第2部は「日本におけるジェンダーギャップの現状とその解消に向けて」をテーマに、2名の講師により講演をいたしました。

第1部は、福島働き方改革推進支援センター長である田中竜夫会員が担当されました。概要は、長時間労働の是正や男性の育休取得の促進、ハラスメント予防などの働きやすい職場づくりを推進し、女性のキャリア形成支援や継続的な就業の実現、つまり「持続可能な働き方の実現」を目指すことが、これからの事業経営に資するのみならず、少子化対策の重要な切り札になることを解説いただきました。

続いて第2部は、元最高裁判所判事の櫻井龍子氏にご担当いただきました。櫻井龍子氏は、労働省(当時)入省後、育児・介護休業法の立案・改正、男女雇用機会均等法の改正等に携わり、大臣官房審議官や女性局長等を歴任したのち、最高裁判所判事(女性3人目で戦後生まれでは初)に就任、いくつもの歴史に残る裁判に関与され、女性の就労環境改善に画期的な影響を与えた「妊娠を理由とした降格は原則として違法で無効」とした判決に携わりました。今回のセミナーでは、日本企業におけるジェンダーギャップについ

て、現状と課題について歴史的文化的背景を踏まえ、て解説いただきました。特に、過去の裁判例を紹介しながら、その判決が法改正や新たな制度の制定を促してきた経緯を説明し、今後のジェンダーギャップ解消に向けた展望を示していただきました。

また、セミナー会場では福島民報と福島民友の新聞社取材があり、セミナー開催の様子を各紙に掲載していただきました。

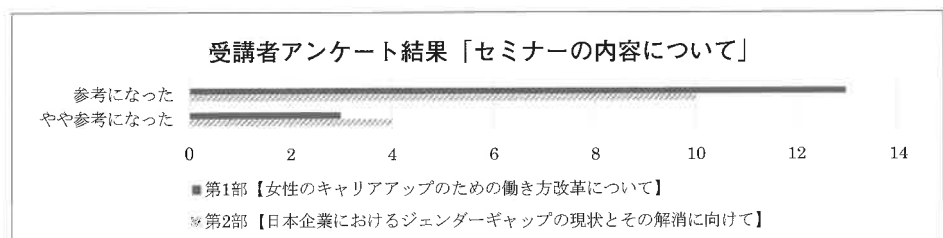
実施後に参加者からアンケートをいただきました。まず、会場とZoomの併用によるセミナー形式については、参加された多くの方より好評をいただき、会場とZoom併用のハイブリット形式が定着しつつあると考えられます。一方、事例研究等の討議形式での開催を希望する意見もありました。討議形式がセミナーに相応しいか、また、ハイブリットでどのように実施するのか技術的な問題も想定されるため、今後の検討課題となると思います。最後に、人事労務管理上の悩みについての質問に対し、今回取り上げた女性の活躍促進とともに、労働時間管理や高齢者就労についても取り上げてほしいとの回答が寄せられ、セミナーのテーマを決める際に参考といたします。



セミナー風景



講師：櫻井龍子氏





## 「タブレットの功罪」



角 田 美恵子 (郡山支部)

私が美容室に行く時、楽しみにしていることがあります。それは、ファッション雑誌を読むことです。

美容室では、ファッションやコスメ、今人気の俳優等、普段自分からは追求めない情報を紙の雑誌で見ることができ、労務管理や給与計算で使う脳みそとは全く違う部分の脳みそを使っているような気がして、かなりリフレッシュできます。また、毎月のようにCanCamを買っていた頃や人気の俳優（特にジャニーズ）の話で盛り上がっていた頃を思い出し、時の流れを感じたりしています（笑）。

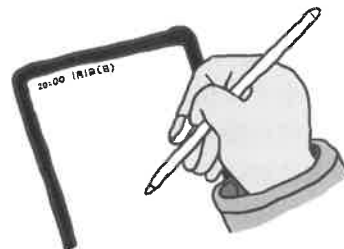
ある日、行きつけの美容室に行くと、紙の雑誌の代わりに鏡の前に置かれていたのは一台のタブレットでした。タブレットでは、多様なデジタル雑誌を読むことができ、長男が好きな鉄道の雑誌や、次女が好きなディズニーの雑誌も読むことができました。

美容師さん（店長）曰く、タブレットは概ね好評とのこと。初期費用（タブレット代）は掛かるが、毎月の雑誌購入費用が抑えられ、長い目で見れば安くなるとのこと。最初は物珍しさもあり、こんな雑誌もあるのかと思いながら見ていました。しかし、紙派の私にとっては読みづらく、雑誌を読むなら紙の方が良いと思いました。リラックスするどころか、逆に目が疲れるような気がして、途中で読むのをやめ、瞑想に耽りました。

タブレットは皆さまご存知のとおり、様々な場面で活用されています。

長女（小3）の冬休みの課題で、「自分が調べたいことを調べ、発表できるようにまとめて

提出する」というものがありました。貸与されているタブレットを使い、インターネットで調べ、まとめ



たものをネットで提出。同級生が提出した課題も家にいながら閲覧可能。自分が子供の頃は、与えられた教科書で学習し、習った漢字しか使えませんでした。つまり、習得する知識は教科書に載っていることに限られていました。しかし、娘は、世の中の森羅万象を自ら見つけ出し、習っていない漢字を使い（漢字変換）、小3とは思えない資料を作ります。自分が子供の頃と比べ、タブレットのおかげで教育も大きく変化したことを実感しました。

しかし、使い過ぎには注意が必要です。同じく長女の話ですが、普段はYouTubeを禁止しているのを見ませんが、祖父母の家に遊びに行った時は、祖父のタブレットでYouTubeをひたすら見ます。人間の脳は常に新しいもの好きで、新しいことを発見したり学ぶとドーパミンを放出するようです。YouTubeの右側に表示されている新しい情報（動画）への欲求があり、その欲求を抑えることができないようです。

デジタル化が進み、便利になったり、新しい可能性が増えた反面、目を酷使しすぎたり、のめりこみすぎたりすることもあるので、タブレットとは適度な距離を保ちつつ、活用していきたいと思う今日この頃です。

次は、郡山支部の長岡聡さんです。よろしくお願いたします。

## 「情報・一番」

### 須賀川創英館高等学校における 「特別非常勤講師制度」に基づく講師派遣



理事・総務副委員長 菱沼生美 (福島支部)

#### ▶特別講師派遣

福島会では、このたび、福島県の「特別非常勤講師制度」に基づく高等学校への講師派遣を行った。同制度は、学校教育の多様化への対応や活性化を図るため専門分野の社会人を学校に迎え入れ教科領域の一部を担当させることができる制度であるが（昭和63年創設）、会員が「特別非常勤講師」として授業の単位を取得させるため正規の授業を受け持ち教壇に立つのは、福島会としては初めてのことだ。

弊会では長年、社会貢献事業の一環として、県内の高校生らを対象に、いわゆる「ワークルールセミナー」を行ってきたところであるが、今回はその事業を知る学校担当者から「正規教科のなかで授業をしてほしい」との要請があり講師派遣が実現した。

派遣先の高校では、今年度からキャリア指導推進校として独自の教科「経済社会と人間」を設けており、社会に出ていくうえで必要な知識や教養を養うことを授業目標としている。実社会で活動している専門家が授業に関わることでリアルな学びを実現したいという目的のもと、社会保険労務士のほか、税理士やファイナンシャルプランナーがそれぞれに講師として教壇に立った。

#### ▶カリキュラム作りから授業まで

授業は1年生6クラス計194名を対象に行われ、弊会会員2名は全4回シリーズ（計8コマ）の授業を担当した。1、2回目の授業では労働契約や働く上で必要な基礎的な法律知識について、3、4回目の授業では医療保険と年金を中心に社会保障制度について教えた。これらは教科担当教諭による全2回の事前学習を経てから行われたものであるが、その前段階では「カリキュラムの構成」「教科書作り」についても社労士会と講師が関わった。講師派遣の依頼を受けてから半年間、「複雑な制度や仕組みをどのように伝えるか」「どうしたら高校1年生に興味を持って身近に感じてもらえるか」などを巡らせ、担当委員会をはじめ講師や学校側と打合せを重ねて一連の授業を作り上げることができたのは、会として貴重な経験であった。

また、実際の授業においては、講師と生徒が双方向のコミュニケーションを取りながら進める双方向型授業であることを求められ、従来のワークルールセミナーとは違ったアプローチが必要であったが、この点については、事前課題を用意して授業内で発表させたりグループワークをさせたりと、それぞれの講師が工夫を凝らし、限られた時間のなかでも魅力ある充実した授業が行えたように思う。どの回においても、

受講した生徒は熱心に授業に取り組んでいた様子であった。

### ▶今後に向けて

今回は学校教育における教科領域への講師派遣であることから、事前の準備から最終的な生徒の「成績評価」にまで幅広く関わるのが求められた。講師への負担も少ないわけではなく、すべてが手探りの状態で苦労もあった。しかし、教育現場が我々社会保険労務士に寄せる期待は大きく、これから社会へはばたく子ども

たちに専門家を通じて多くのことを教えたいという熱い想いが常に伝わってきた。そして我々もその熱い想いに応えたいと活動をしてきた。なによりも、社会貢献事業として長年続けてきたワークルールセミナーを端緒として、社労士会と学校教育との関わりに新しい途が拓けたことが嬉しかった。事業の枠組みや進め方等についてはまだまだ検討すべき課題があるが、こんごも学校教育の要請に応えられるよう継続的に活動をしていきたいと考えている。



講師：大原百合会員（郡山支部）



授業風景

## 須賀川創英館高校における授業を担当して



令和4年9月14日、21日の両日、須賀川市にある須賀川創英館高校にて『経済社会と人間』の授業の一環として、労働法の講義を担当させて頂きました。事前に福島県教育委員会より、特別非常勤講師として辞令を受けた上での担当でした。

須賀川創英館高校はキャリア指導推進校として、独自に『経済社会と人間』という授業科目を設けて教育指導に熱心に取り組まれています。その科目趣旨は『経済社会の概要と社会人として生活していく上で必要な知識・教養について学び、生徒それぞれが自らの進路決定時

### 渡部 裕之（郡山支部）

に、より現実的な観点を持った意思決定や具体的な行動に移すことが出来る知識などを養うこと』とされており、社会に出てから役立つ実践的な知識の熟成に主眼を置いた授業設定となっています。そのため社会保険労務士の他にも、税理士やファイナンシャルプランナーなど各方面の専門家が非常勤講師として授業を担当しています。

各日ともに高校1年生を対象にして、授業を5時限目と6時限目に区分した上で、1時限あたり約100名の生徒の前で講義致しました。授業を行った場所は視聴覚室で、大学の講義室のような作りとなっていました。使用した主な教

材は、連合会発行の【知っておきたい 働くときの基礎知識 ～社会に出る君たちへ～】で、壇上に設置されたスクリーンに手元カメラで投影させながらの授業進行でした。

初日の講義内容としましては、科目趣旨が実践的な知識の熟成にある為、労働契約の本質部分に焦点を当て、労働基準法を始めとした各種労働法令の基礎知識に主眼を置いた構成と致しました。社会に出て会社に入社した際には、労働契約の内容として先ずは使用者より労働条件の明示を受けること、有期雇用契約と無期雇用契約の違い、法定労働時間・所定労働時間・拘束時間などの考え方、36協定について、休憩時間の区分、休日の考え方、最低賃金制度の趣旨及び割増賃金の考え方及び計算方法、給与明細書の構成要素及び意味合い、年次有給休暇制度などについて伝えました。実際の割増賃金計算においては、月給者を想定した問題を作成し、電卓を用いて年間総労働日数から月平均所定労働時間を算出し、時間給額に換算した後実際に割増率を掛け、残業手当の計算を行っていただきました。初めての専門用語に戸惑い苦慮しながらも、何とか計算をしていた生徒が多く見受けられました。

2日目の授業構成は、初日の授業の復習を短時分に行い、中心として行ったのは、とある企業の採用時の労働条件提示場面において、労働基準法に違反している箇所を数箇所指摘してもらうグループワークでした。担任の先生が事前にグループ分けをしてくれており、グループ内での話し合いの後、生徒各人所持の所定パソコンからGoogleのclassroomにログインした上で、解答を壇上のスクリーンに投影し代表者に発表してもらいました。違反事項を全て指摘出来たグループや数箇所に留まったグループなど千差万別あり、一方的に講義内容を聴く形式の授業

時より活気がありました。

2日間の授業終了後、後日、生徒からのアンケート結果を元に担任の先生が質問事項をまとめてくれ、メール添付にて送ってくれました。質問内容を一部抜粋すると、『年次有給休暇は最低5日間貰えるのに、会社から「仕事して」と言われて5日間取得出来なかった場合は、法律に反する事になるのか?』『なぜ都道府県によって最低賃金額の違いが大きいのか、疑問に思った。県によって最低賃金額が違うことが意外だった』『労働基準法を会社が守らなかった場合、どんな罰があるのか気になりました』『なぜブラック企業などで苦しんでいる人がいるのか?』『36協定についてもっと知りたい』『現時点で、働き方改革はどこまで進んでいるのか知りたいです』など多岐に渡り、鋭い質問が見受けられました。質問事項に回答した文書をメール添付にて担任の先生に送り、その回答を元に先生が振り返りの授業を行ってくれました。

振り返りの授業の後、後日、担任の先生から総括的なアンケート結果を頂きました。生徒からの感想として、『今後自分が会社に就職した際に、沢山の役立つ情報を身に着けることが出来ました。その中で自分からも、今働いている状況は法律に従っているのかを判断出来るようにすることが大切で、重要なことを気付き学びました』『労働基準法の詳しい説明や、労働に関する法律、これからの未来に役立つものを学べた』『労働法を知ることは、働く上での武器になることを強く学んだ』『会社で働くということは、自分が生活する為だけだと思っていましたが、今回の話を聴いて労働者に働く義務が発生するとわかりました。労働時間が1日に8時間、1週間に40時間を超えてはいけないという法定労働時間のことや、休憩時間も勤務時間に応じて与えられる時間が違うことを授業を通

じて学びました。有給休暇についてや給与明細が大きく勤怠、支給、控除に分かれているなど初めて聴いた。知ったことが沢山あって、自分の将来の為になったので良かったです』など多様な意見が寄せられました。

2日間の授業を通じて改めて考えましたのは、基本的な法的思考の熟成と、各種労働法令

の位置付け及び解釈などについて社会に出る前に学ぶ必要性についてです。社会保険労務士としてその一端を担う上で、今回の須賀川創英館高校における授業のようなワークルールセミナーを実施することは、非常に意義があり有益な事だと感じました。今後も法教育の分野で貢献していきたいと考えています。

## 福島県社労士会総合相談所の相談員募集



社労士会では総合相談所を開設し、事業主の方や就労さ

れている方などから、労働・社会保険諸制度に関わる幅広い相談を実施しております。

相談員としてご登録されている会員の方々には、業務などで多忙な時間を割いてご協力いただいております。とても感謝しております。

現在の相談員の多くは、経験豊富なベテランの方々です。また、相談業務に関わっていない会員の方も、ベテランにこそふさわしい役目であるとお考えではないでしょうか。

ちょっと抽象的な話になってきましたが、実は提案があるのです。

それは、入会間もない会員の方にも相談業務をお勧めしたいのです。

相談される方は、問題解決のための知識とその説明を求めていることが少なくありません。知らない方に説明するには、知識を身に付けてから時間の経っていない、正確で新鮮なうちが相応しいことも多いのです。社労士試験を受験する前から法制度に通じていて実務に明るかつ

福島県社労士会総合相談所

所長 草野智正 (相馬支部)

た、という方は別ですが、受験を志すまでは身近ではない言葉や知識を「わからないこと」「難しいこと」として格闘しながら習得された方が多いと思います。その苦労した経験こそ、「聞く力」「伝える力」となるのです。まだ難しいと感じたときの気持ちが残っているからこそ、話を聞きだすときや伝えるときに、絡まった糸を辿るような回り道を厭わない。受験から時間が経つと、理解していることが当たり前になって、相手に寄り添わずに専門的で難しい言葉を重ねそうになります。

また、社労士の能力は実務経験の量にも左右されます。ちょっと失礼な話ですが、開業間もないうちは、そう多くない顧問数で経験値を増やすのは難しいはず。そこで、相談業務を担当されることにより、様々な問題や疑問を相談者と力を合わせて解決していくなかで、経験や実績のUPを図ることが可能です。さらに、日常的に接する顧問先と違い、それぞれの人生を背負った相談者との一期一会の出会いの中で「人間力」を磨くこともできます。経験実績+人間

力で営業力もUP、いいことづくめですね。

とはいえ、新鮮さを活かせる、実務経験も積める、といわれても相談業務に不安を抱かれています。相談の範囲も広いですから、苦手な分野もあるでしょう。もちろん初めからお一人に任せることはありません。最初のうちはベテランの方とともに二人体制でご担当いただき、適切かつ確かなフォローを受けられ

るよう配慮します。また、相談は原則として申込制ですので、担当される日の相談内容を事前に確認できます。そして、新年度開始間もないころに開催される実践的な相談員研修もありますし、年2回の実務能力を充実させる研修も実施しますので、バックアップもばっちりです。

これからの社労士生活に、相談業務を加えてみてはいかがでしょうか。

## 社労士総合相談所（復興支援を含む）の相談員として



私の開業社労士としての登録は2008年8月になります。開業当初から将来は企業に働く

人の働き甲斐や企業の生産性向上に役にたつコンサルタントになることを夢見ていました。

当時はリーマンショック後の経済状況もあり、人事・労務に関するコンサルタントを依頼する企業もありませんでした。人事制度構築の勉強のかたわらコンサル・スキルである問題解決能力を磨く方法を考えていました時に出会ったのが、社労士総合相談所の相談員募集のFAXでした。躊躇なく募集にこたえて、現在も相談員としての仕事をしています。

相談員になって感じたのは、日々、自分の顧問先や関与先での労使間トラブルがないように仕事をしてきましたが、相談に来られる方の企業の労務管理の酷さ、会社の対応に驚きました。同時に労務トラブルのレアケースの相談を受けられることが嬉しくもありました。

相談員になって暫くして、単に法律知識だけ

### 菅野 公 司（福島支部）

ではなく問題の根底にある要因を探らないと相談者の解決にならないことに気づき、「冰山モデル」で有名なシステム思考の勉強を始めました。相談に来られる方の多くは、不測の出来事に対する早い解決を求めることが多いようです。この場合は、その人の行動パターンが問題を起こしていることが多く、法律的な知識をもって解決に至ることが多いです。いじめや嫌がらせなど企業のハラスメントに係る相談は、本人の行動パターンも要因の一つではありますが、本質的な要因は企業構造の問題や社長のメンタル領域であるケースが多く、課題の根が深すぎて相談者が納得いくまで愚痴を聞くのも相談員の役割だということも多々あります。

相談員でスキルが磨かれたおかげか、現在は仕事の7～8割が給与制度・評価制度などの人事制度の構築や人材育成・組織開発などのコンサルタント業務です。今は相談者の相談に応えるために、年金や健康保険を調べることも非日常の勉強になっています。

## 支部紹介 郡山支部

### 年金労働問題無料相談会を実施して



郡山支部主催の年金労働問題無料相談会が、令和4年12月11日(日)午前10時から午後4時まで白河市立図書館一階会議室1・2において開催されました。支部からは4名担当しました。

当日は、とても寒い日であり、どの位の相談者に来ていただけるのか、不安になりました。10時早々に、最初の相談者がお見えになりました。夫婦2人で相談席にすわり、内容は、奥様の勤めている会社のハラスメントでした。2名体制で対応し、時間50分程、法律的な内容を含めてお話させていただきました。最終的に2点のアドバイスをしました。雇用契約の確認と健康問題(メンタル)に対する会社の対応等。どの位理解していただけたか少し気になりましたが、終了時に旦那様から、「お世話になりました」と笑顔でお辞儀され、少しはお役に立ったのかなと思いました。

12時頃に2人目の相談者がお見えになり、同様にハラスメントに関する相談でした。依頼者の内容を聞き、会社の対応と今後のご自身の対応等について、アドバイスさせていただきました。その後、白河市近郊在住の方から電話相談も1件ありました。来場するということが、結局、来られませんでした。

#### 我妻 弘道 (郡山支部)

この日は、ハラスメント2件の相談で終了となりました。この日の寒さを考えると、2人の方に相談に来て頂いたことは、とても有意義であったと思いました。もう少し、暖かい時期の開催であれば、多くの相談者が来場していただけたかなと感じました。

相談員を実施して、ハラスメントに関する対応と処置、法律的な部分も含め、もっと勉強と知識・情報を取得していかなければならないと思いました。

年金労働問題  
無料相談会 in 白河

一人で悩まず、まずはご相談を!

就業規則 賃金退職金 解雇 残業不払い セクハラ パワハラ  
健康保険等 労災保険 助成金 年金 雇用保険

12/11日 午前10時～午後4時まで 予約不要  
白河市立図書館 地域交流会議室1・2

秘密は厳守されます  
労働者も使用者も相談可能です

お問い合わせ先 福島県社会保険労務士会 郡山支部  
TEL.0248-94-6526 (受付)

# 新 入 会 員 紹 介

1. 氏名 2. 住所 3. 入会年月日 4. 登録区分（開業・勤務等） 5. 開業事務所名又は勤務先名  
6. 関係資格・特技など 7. 趣味・スポーツ 8. 社労士を目指した理由、抱負など



1. 佐藤 弥早紀

2. 郡山市鶴見坦2丁目10-3  
3. 令和4年9月1日  
4. 開業  
5. みさき社会保険労務士事務所  
6. AFP、2級ファイナン

シャル・プランニング技能士、両立支援コー  
ディネーター

7. サッカー観戦、お酒、体幹トレーニング

8. 家族の“もしも…”のためにも、複雑で難  
しい社会保険制度をもっと知りたいという思  
いがきっかけで社労士を目指しました。試験  
に合格し、実務に触れていくなかで、わから  
ないことの多さと学び続けることの大切さを  
日々感じているところです。「いま自分にで  
きること」を一つ一つ積み重ね、精進して参  
ります。ご指導のほど、よろしく願いいた  
します。



1. 野崎 宏之

2. 石川郡玉川村川辺字  
和尚平48  
3. 令和4年9月1日  
4. 開業  
5. のぎき社会保険労務士事務所

6. 関係資格はありませんが様々な事にチャレ  
ンジできればと思います。

7. 旅行、ランニング、スノーボード  
8. 長く企業に勤めながら、労務に関する法律  
に無知である自分自身に気付き、人を大切に

し、様々な場面でその人を支えることができ  
る社労士の仕事に大きな魅力を感じ、社労士  
を目指すこととなりました。

実務の経験も無い中での開業で、まだまだ  
未熟者の私ですが諸先輩方の姿をお手本に、  
「寄り添い、耳を傾けられる社労士」を目指  
し、様々なことを学ばせていただきたいと思  
います。

ご指導賜りますよう、よろしくお願い致し  
ます。



1. 遠藤 宏文
2. 郡山市桑野四丁目7番地の19  
ラヴィータ桑野306号
3. 令和4年10月15日
4. 開業
5. 社会保険労務士遠藤宏文事務所

6. 司法書士、行政書士
7. 学生の頃はサッカーをしていましたが、現在はほぼ何もスポーツをしていません。趣味もほとんど無く、唯一カラオケは好きですが、コロナ禍になってからは行けていないので残念です。
8. 平成19年の司法書士試験に合格。平成20年の行政書士試験に合格。この二つについては、

それなりのキャリアを築けています。しかしながら、諸先輩方の話を聞く限り、『60歳になると仕事が減る』らしく、60歳を超えてからも前線で走り続けるための新たな武器を持ちたくチャレンジしました。

社会保険労務士としての仕事は、年金、特に障害年金に興味があります。本来であれば勤務しながら経験を積んでいきたいところですが、既に関業していたため、今は一生懸命に関連する本を読みあさっています。しかし本だけでは分からないことも多く、年金関係に詳しい先輩方にはこれからたくさん質問をさせて頂きたいので、その時にはお力を貸して頂ければ幸いです。



1. 笠間 和彦
2. 郡山市片平町字上高森35
3. 令和4年11月1日
4. 開業
5. 笠間社会保険労務士事務所
6. FP技能士2級、年金ア

ドバイザー3級、簿記2級

7. スポーツ観戦(野球、サッカー、駅伝)
8. 前職は一応大企業の管理職までやりましたが、将来の展望を持てなかった事やとんでも

ない部下社員達の対応に苦慮した事などもあり、総合的な判断により退職を決断しました。今後を考えた時に、今までの職務経験を活かせる事と比較的身近な方で社労士がいた事もあり、社労士を目指すことにしました。

リアルな抱負は、せっかくの転職が失敗した転職にならぬよう前職を上回る収入を確保することです。

皆様何卒よろしくお願ひします。



1. 田村 耕一
2. いわき市平字二丁目43-1  
たいらニューカースル202
3. 令和4年11月1日
4. 開業
5. 田村社会保険労務士事務所

6. 行政書士
7. ゴルフ
8. 私は民間会社で長年、人事・総務を担当し

ていましたが、行政書士開業のため退職し、人脈を広げるため商工会に3年ほどお世話になりました。その後、令和3年に開業したのですが、商工会在職時に会員事業所さんから社労士業務の相談が度々あったため、行政書士に加え、社労士の資格により仕事の幅が広がると思い、社労士を目指しました。社労士としては、これからが出発ですので、諸先輩方のご指導のほどよろしくお願ひ致します。



1. <sup>しん たく ひろ あき</sup> 新宅 弘 晃
2. いわき市五色町93-2
3. 令和4年11月15日
4. 勤務
5. いわきヤクルト販売株式会社
6. 公認会計士、不動産鑑定士

情報処理（ネットワーク、データベース、セキュリティ、プログラミング等）

7. 筋トレ

8. 私が社労士を目指したきっかけは、前職で行っていた戦略的コンサルティングにおけるハンズオンでの企業の再生又はバリューアップに関し、労務管理の重要性を痛感したことです。今後は諸先輩方からの指導・アドバイスを賜りながら専門家としての研鑽に励みつつ、社会貢献にもつながる社労士としての在り方を意識しながら活動を続けていきたいと考えております。宜しくお願ひ申し上げます。



1. <sup>しし と</sup> 穴 戸 ゆかり
2. 福島市鎌田字月ノ輪山  
5-73
3. 令和4年12月15日
4. 開業
5. ゆかり社会保険労務士事務所

6. 1級ファイナンシャル・プランニング技能士、CFP®（日本FP協会認定）、2級キャリアコンサルティング技能士、国家資格キャリアコンサルタント、シニア産業カウンセラー、文部科学省後援 秘書技能検定試験1級、サービス接遇実務検定試験1級合格

7. 海外ドラマ鑑賞、猫と過ごす  
8. 団体職員として25年勤務後、学校法人の人事部門に勤務。その後は行政機関の非常勤職員として従事する傍ら、ライフプランの相談等に関わらせていただいております。地域の皆さまの人生における大切な節目に携わる者として、社会保障や労働分野等の知識をより身につけたいと思い、社労士試験に挑戦、合格を機に登録させていただきました。至らぬことばかりですが、精進してまいりますので、ご指導の程よろしくお願ひいたします。



1. <sup>こ ばやし のり こ</sup> 小林 祝 子
2. 福島市笹木野字笹木野町  
18-2
3. 令和5年1月1日
4. 開業
5. <sup>いわい</sup> 祝社会保険労務士事務所

6. なし 特技 未定

7. 絵画（油彩）、読書（サスペンス、ミステリー）

8. 私が社労士という士業を最初に知ったの

は、以前職場の労働組合支部会に顧問社労士が参加した時でした。その時社労士は「皆さんは国民年金、厚生年金、どの年金に入っているか知っていますか」と質問。勿論、殆どの方が厚生年金と答えたのですが…。そして労働組合の組織率が20%を切っている事を知り、組合があつて当たり前の環境にいた私には衝撃的で…。その時の思いが忘れられずにいて、これが業界に入ったきっかけですね。



1. <sup>いずみ</sup> 泉 <sup>かわ</sup> 川 <sup>しげる</sup> 茂
2. 白河市中町65 楽蔵2階  
白河創業者支援施設らくり
3. 令和5年1月1日
4. 開業
5. 泉川社労士事務所

6. 第一種衛生管理者
7. 散歩

8. これまでに仕事を通じ県内の多くの社労士先生とお知り合いになり、多くの場面で共感をしてきました。そんな思いから、「介護保険被保険者証」をいただく年齢ではありませんが、労働基準行政の経験が社労士の立場から社会のお役立つこともあるかと考えております。

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

## 社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

### 社会保険労務士 賠償責任保険制度とは

この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。

### 2022年度募集要項

- **保険期間**  
2022年12月1日午後4時～2023年12月1日午後4時
- **中途加入について**（毎月中途加入可）  
毎月1日～25日申込締切、翌月1日補償開始  
※11月1日加入のみ10月15日締切
- **ご加入手続**  
申込Webサイトよりお手続きください。  
申込Webサイトへは（有）エス・アール・サービスHPからアクセスできます。



### 取扱代理店

有限会社エス・アール・サービス  
〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町  
3-2-12 社会保険労務士会館10階  
☎ 03-6225-4873

### 引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社  
（幹事保険会社）  
（担当）広域法人部法人第二課  
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4  
☎ 03-3515-4153  
三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）

### サイバーリスク保険(特約)好評販売中！

\*この案内は社会保険労務士賠償責任保険の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険のパンフレットをご覧ください。詳細は保険約款（約款につきましてはWEB約款となります。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりませんが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>

# 支 部 だ よ り

## 福島支部

8月26日 支部会報第78号発行

9月21日 (土地家屋調査士会福島支部)

市民無料相談会最終打ち合わせ  
 國嶋副支部長、佐藤龍樹事務局長  
 出席2名

10月14日 (コラッセふくしま3階)

第2回支部研修会

出席者 会場15名 Zoom 22名

『労働基準監督署による監督・送検のリスク管理』

講師：原労務安全衛生管理コンサルタント事務所

社会保険労務士 原 論 様

『令和4年年金等の改正について、社労士から事業主へのアドバイス あ・れ・こ・れ』

講師：今任社会保険労務士事務所

特定社会保険労務士

今任智恵子 様



11月12日 (コラッセふくしま3階)

第29回市民無料相談会

協力会員 4名

相談件数1件 (障害年金1件)

士業全体の相談件数は99件



12月7日 (チェンバおおまち)

第4回幹事会

- ① 当年度予算執行状況の報告
- ② 第2回研修会振り返り、第3回研修会  
 研修内容・講師について
- ③ 支部定時総会申し送り事項について  
 (表彰規定等)
- ④ 特定預金支出に関する規程について
- ⑤ 支部会報について
- ⑥ 「市民無料相談会」のご報告

12月8日 (福島テルサ)

市民無料相談会報告会

白岩裕和支部長、國嶋雅志副支部長、佐藤龍樹事務局長

出席3名

### 【令和4年度 福島支部活動状況】

社会保険・労働諸法令に関する唯一の国家資格者としての資質をさらに向上すべく、福島支部では毎年研修会を実施している。今年度も感染症拡大防止等を考慮し、多くの参加者を募ることができる開催方法としてZoomを使用してのweb及び会場併用方式に決定し、実施した。

また、研修会の内容についても、幹事会で積極的に意見を出し合い、専門分野で活躍してい

る社会保険労務士や弁護士などを講師として招きつつ、独自性のある研修会を企画・立案することに努めている。特に今年度は新しい試みとして年間を通じて一つの共通したテーマを扱うこととし、より深くより専門的に学ぶことを目的とした。

研修会を通じ、社会保険・労働諸法令などに対し幅広い視点を持ち、中小企業が直面している人事・労務問題に対応できるようにしていきたい。

なお、例年開催されていた県北士業協議会の「無料相談会」のイベントは今年度3年ぶりの開催となり他士業との交流の機会を持つことができた。なお「情報交換会」においては引き続き新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み令和3年度に引き続き中止となった。

新型コロナ禍において、例年通りの実施が難しい事業等がある中で、その中でも創意工夫し、これまで以上に会員の皆様に対しいかに実務に必要な情報を届けられるかを考えなければならない。

会員の皆様には引き続きご理解ご協力いただき、有意義な事業執行ができればと考えている。

## 郡山支部

9月29日（郡山市ふくしま医療機器開発支援センター、オンライン、ZOOM）

令和4年度 第1回支部研修会

講師【インボイス制度】

税理士法人イカワ会計

居川 陽明 先生

【中小企業人事評価】

ドリームサポート社会保険労務士法人

安中 繁 先生

参加者：34名（他支部 1名含）

支部交流会 参加者：16名

11月12日（郡山市労働福祉会館）

第18回五士業合同無料相談会開催 相談員5名派遣

社労士相談案件は6件（労働・社会保険関係）  
※社労士案件以外の方にも社労士制度をPRできる絶好の機会となっておりますので、今後もこのような活動を通して引き続き、社会保険労務士制度の啓発・広報活動に力を入れていきたいと思っております。

12月11日（白河市図書館）

令和4年度年金労働問題無料相談会（in白河）  
相談員：4名派遣

年金労働相談 相談件数 2件（労働問題）  
※働き方に多様性がある現状、労働問題の相談が増えてきております。今後も白河地区において無料相談会を継続していきたいと考えております。

令和5年1月20日（オンライン会議ZOOM）

令和4年度第2回支部役員会

令和4年度支部活動報告（業務委員会、企画委員会、広報委員会）

令和5年度定期総会日程調整について

令和5年3月上旬予定

令和4年度 第2回支部研修会

## 会津支部

7月26日 社会保険労務士無料相談会（会津稽古堂） 担当：鈴木荘太郎会員、真船茂会員

7月29日 第1回電子申請研修会（ルネッサンス中の島）13名参加

暑気払い（屋上ビアガーデン）9名参加

9月27日 社会保険労務士無料相談会（会津稽古堂） 担当：鈴木荘太郎会員、鈴木淳会員

10月21日 「会津支部だより」発行

11月22日 社会保険労務士無料相談会（会津稽

古堂) 担当: 吉田守会員、板橋奎一郎会員  
 11月24日 第2回研修会 (ルネッサンス中の島)  
 14名参加

- (一社) 会津地区経営者協会 専務理事  
 穴澤 耕二 様  
 「今だから話せる労働審判事件の傾向と対策」
- (公財) 産業雇用安定センター福島事務所  
 所長 古川 公義 様  
 「産業雇用安定センターにおける『人材サポート活動』」
- ハローワーク会津若松 求人企画部門  
 担当者様  
 「ハローワークマイページについて」  
 第3回役員会 (同会場) 8名参加  
 第3回研修会および次期役員・支部総会日程等話し合い。

12月20日 「会津支部だより」発行

**【今後の社会保険労務士無料相談会】**

- 1月24日 協賛定員 庄司義信会員、真船茂会員
- 3月28日 〃 吉田守会員、鈴木淳会員

**【今後の支部行事予定】**

- 1月26日 第3回研修会 (意見交換会) および  
 ランチ会・第4回役員会

**いわき支部**

新型コロナウイルス感染対策について行動制限が緩和され、令和4年度、最初の研修会は、ハローワーク求人専門社労士として岐阜会の五十川将史先生をお招きし、人手不足の事業所の採用活動支援のノウハウを提供いただき大変、参考となりました。また令和5年2月の研修会には、弁護士の飯島潤先生をお招きし、労基署対応をテーマに研修会を実施いたします。会員

皆さまの業務の参考になればと存じます。

なお今後の感染拡大状況に鑑み、必要に応じて開催形式の変更や制限等を行う場合もあります。予めご了承ください。

何かと暗いニュースの一方で喜ばしい出来事もあり、令和4年秋の叙勲において、長年にわたる顕著な功績により、いわき支部根本久男会員が旭日小綬章を受章されました。大変嬉しく存じます。改めまして祝意を申し上げます。

9月16日 第1回支部研修会

1. 「インボイス制度への対応準備について」  
 講師: 駒木 雅行 会員
2. 「ハローワークの求人システムと求人票の有効な活用方法について」

講師: 岐阜会 社会保険労務士  
 いかがわまさし  
 五十川将史 先生

(いわき産業創造館企画展示ホールB)

出席22名 (オンラインZOOM、6名、福島支部1名諏訪支部3名参加含む)



いわき支部 第1回研修会 (五十川将史先生)

10月3日 第2回幹事会 (オンラインZOOM)  
 出席幹事5名

10月12日 諏訪支部交流事業 令和4年度第1回諏訪支部研修会 (オンラインZOOMリモート参加、いわき支部5名)

「インボイス制度~社労士が知っておくべきこと~」

講師: 関東甲信越税理士会

税理士 飯田 亜希 先生

11月18日 第2回いわき五士業連絡協議会（いわき市中央台公民館）中目支部長、飯高事務局長出席

12月14日 令和4年度第2回支部研修会

1. 「産業雇用安定センターとの連携・協力について」

講師：公益財団法人産業雇用安定センター 所長 古川 公義 氏

2. 「育児休業・介護休業の改正点と実務について」

講師：福島労働局 雇用環境・均等室 室長補佐 斎藤 勝 氏

3. 「社会保険の適用拡大と電子申請の推進について」

講師：日本年金機構 平年金事務所 適用調査課

課長 小澤 俊也 氏、  
糠沢 幸奈 氏

（いわき産業創造館IT研修室）

出席17名（オンラインZOOM、6名参加含む）



いわき支部 第2回研修会情報交換

令和5年

1月4日 いわき民報（夕刊）年賀広告掲載

1月20日 臨時三役会議 出席役員3名

### 【今後の予定】

2月3日 令和4年度第3回支部研修会

「会社を守る！労基署対応の勘所～労働時間

管理・未払い残業代・労災を中心に～」

講師：多湖・岩田・田村法律事務所  
弁護士 飯島 潤 先生

（グランパークホテルパネックスいわき）

2月7日 諏訪支部交流事業 令和4年度第2回諏訪支部研修会

「働き方改革について（仮題）」

講師：岡谷労働基準監督署  
監督課長 片山 佳子 氏

3月 第3回幹事会

4月28日 令和5年度第53回定時総会

（グランパークホテルパネックスいわき）

### 【通年開催中】

いわき市無料労働・年金相談所

毎月第3火曜日（いわき市役所総合政策部広報広聴課）（※東日本大震災復興支援事業の一環として実施）

## 相馬支部

相馬支部では相馬年金事務所長のご推薦により、支部会員の中から地域型年金委員の委嘱に応じております。去る令和4年12月16日、相馬市の相馬年金事務所において、令和4年度地域型年金委員地区連絡会が開催され、当支部会員である年金委員5名が参加しました。連絡会は、相馬年金事務所岡崎清克所長の挨拶に始まり、相馬年金事務所お客様相談室の橋本恵理子室長代理を講師に令和4年度の年金制度改正についての研修が行われました。その後、相馬年金事務所高橋宏幸副所長の司会により議事が開かれ、年金委員の活動やねんきんネットの周知についての説明があり、意見交換等を行いました。

# ●●● 会 員 異 動 状 況 ●●●

(R5. 2. 1現在)

## 1. 入 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	電話番号 FAX番号	支 区 部 分	入会月日
佐藤 弥早紀	みさき社会保険労務士事務所	郡山市鶴見坦2丁目10-3	090-9491-3490	郡開 山 業	4.9.1
野崎 宏之	のざき社会保険労務士事務所	石川郡玉川村川辺字和尚平48	080-8747-5162	郡開 山 業	4.9.1
遠藤 宏文	社会保険労務士遠藤宏文事務所	郡山市桑野四丁目7-19 ラヴィータ桑野306号	024-953-6114 024-953-6116	郡開 山 業	4.10.15
笠間 和彦	笠間社会保険労務士事務所	郡山市片平町字上高森35	024-952-2639 024-952-2639	郡開 山 業	4.11.1
田村 耕一	田村社会保険労務士事務所	いわき市平字二丁目43-1 たいらニューカースル202	080-4511-5257 0246-68-7435	いわき開 業	4.11.1
新宅 弘晃	勤務			いわき勤務等	4.11.15
河野 哲史	勤務			福島勤務等	4.12.1
穴戸 ゆかり	ゆかり社会保険労務士事務所	福島市鎌田字月ノ輪山5-73	024-525-5271 024-525-5271	福開 島 業	4.12.15
小林 祝子	祝社会保険労務士事務所	福島市宮下町11-58 クレール・ヒロT101号室 (株)東陽コーポレーション内	024-563-6110 024-529-5357	福開 島 業	5.1.1
泉川 茂	泉川社労士事務所	白河市中町65 楽蔵内 白河創業者支援施設ら・くり	090-9533-6316	郡開 山 業	5.1.1
渡部 康弘	勤務			会津勤務等	5.2.1
山岸 明裕	社会保険労務士法人TMC福島	福島市北五老内町1-3 福島法曹ビル202	024-525-3050	福社 島 員	5.2.1
佐久間 隆司	勤務			郡開 山 勤務等	5.2.1
社会保険労務士法人ONOKURI 社員：瀬尾 征秀		郡山市鶴見坦三丁目5-8	050-6865-6460 024-505-4333	郡法 山 人	4.11.1
社会保険労務士法人継Planning 社員：諸橋有紀子		郡山市開成四丁目8-10 郡山S Yビル102号	024-983-9597	郡法 山 人	4.11.1

## 2. 退 会 者

氏 名	事務所名又は勤務先	事務所又は勤務先所在地	区 分	退会月日
根本 勇	社会保険労務士法人TMC白河	白河市新白河一丁目1789	郡社 山 員	4.10.4
橋本 清人	橋本清人労務行政事務所	郡山市安積町日出山字一本松187	郡開 山 業	4.11.27
川下 恵三	川下社会保険労務士事務所	郡山市大槻町字寺西47-5	郡開 山 業	4.12.31
佐藤 光一	泰和労務コンサルタント事務所	郡山市虎丸町11-19	郡開 山 業	4.12.31
城下 和彰			福島その他	4.12.31 北海道会へ
鈴木 洋彰	社会保険労務士法人TMC福島	福島市北五老内町1-3 福島法曹ビル202	福社 島 員	5.1.31 茨城会へ
社会保険労務士法人TMC郡山		郡山市香久池2-16-6 アヴェニールVII302	郡法 山 人	4.7.25
社会保険労務士法人TMC白河		白河市新白河一丁目1789	郡法 山 人	4.11.9

3. 異動・変更等

※住所変更は除く

氏名	変更事項	変更内容	変更月日
平河内 進	事務所名称	ヒラコン社会保険労務士事務所	4.7.7
菅野 甚 広	事務所所在地、電話番号、FAX番号	郡山市富久山町久保田字柘形29-3 コーポ東和103号 TEL・FAX 024-932-9008	4.8.1
會川 良 武	区分変更	勤務→その他	4.9.1
諸橋 有紀子	区分変更（開業→法人社員）、事務所名称	社会保険労務士法人継Planning 郡山市開成四丁目8-10 郡山SYビル102号 TEL 024-983-9597	4.11.1
瀬尾 征 秀	区分変更（開業→法人社員）、事務所名称	社会保険労務士法人ONOKURI 郡山市鶴見坦三丁目5-8 TEL 050-6865-6460 FAX 024-505-4333	4.11.1
亀本 瑠 美	勤務先名称	社会保険労務士法人ONOKURI	4.11.1
馬上 智 美	事務所所在地	いわき市鹿島町久保3丁目8-13 パークサイド鹿島102号室	4.11.1
安達 里 絵	事務所電話番号	TEL 024-525-4054	4.12.1
榎田 哲 士	FAX番号	FAX 0242-93-7715	5.1.1

4. 会員の現況

	福島	郡山	会津	いわき	相馬	合計
開業 (法人社員含む)	73	113	38	56	17	297
勤務等	22	20	9	10	1	62
計	95	133	47	66	18	359
法人	5	13	1	3	3	25

労働関係法のポイント  
2023年度版

条文ごとに解説した労働基準法のほか、広く関係法令の概要・ポイントを、2色刷りの図解でやさしくコンパクトにまとめた冊子。事業主、企業の実務担当者をはじめ労働法初心者入門書として、またセミナー・説明会にも使えるオススメの1冊。最新版では、2024年4月に時間外労働の上限規制が適用される自動車運転者と医師の労働時間の新しいルールをはじめ、2023年4月に施行される賃金のデジタル払いを巻頭特集としてまとめました。このほかにも、全編にわたって最新の法令やガイドラインをフォローしています。

最新の労働関係の全体を  
ポイントでまとめて1冊  
に凝縮!



労働調査会出版局 編  
発行：公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会  
体裁：A4判 / 80頁 定価：660円(税込)

お問合せ  
ご注文は

株式会社労働調査会 東北支社

〒980-0801 宮城県仙台市青葉区木町通 1-8-28 三栄木町通ビル  
TEL: 022-223-0521 FAX: 022-268-6360 <http://www.chosakai.co.jp/>

## 編集後記

先日、小さな子供達が遊びに来た時に、「うわー！コンビニが見える！」とはしゃぎだしました。その嬉しそうな声に驚き、子供らしい素直な視点に気づかされました。

それまで、コンビニの駐車場から我が家の南側が丸見えになり、覗かれているような気持ちを持っていましたが、見方を変えてみると、日当たりも良くなり暖かい日差しのおかげで、何か得しているような思いになるのです。何事も“どう捉えるか”で気持ちも大きく変わるといふ事を改めて痛感しました。

それと、家の中を走り回って飛び跳ねる小さな子供たちがウサギに見えてきました。今年は春から縁起が良いかもしれません。(H. S)

スピ系が好きな私は、今年(2023年)から「地の時代」から「風の時代」に変わると言われております。昨年は個人的にも、病を患い大変な想いを致しました。この「風の時代」は自由に、軽やかに生きることが重要との事。私自身も、もっと自由に、軽やかに生きていこうと思います。(Y. S)

年明け早々、善光寺に参拝をしてきました。「遠くとも一度は参れ善光寺」と語り継がれてきた長野県の「信州善光寺」では、数え年で7年に一度の「御開帳」の際には、多ければ700万人を超える参拝客が訪れるのだそうです。残念ながら昨年度の「御開帳」を拝むことが叶いませんでしたが、3度目の参拝で初めて善光寺の御朱印をいただいてきました。

近年、御朱印に注目が集まっていることもあり、善光寺をはじめ、境内にある大本願、大勧進、釈迦堂などのそれぞれのお寺で御朱印をいただくことができます。

今回は、「御開帳」と桜開花の時期に合わせて訪れたいと思います。(A. M)

鯖缶が体に良いと聞いて、年が明けてから、一日一缶、毎日欠かさずに鯖の水煮缶を食べるという生活を続けています。1か月続けてみて、まだ目に見えた変化はありませんが、なんとなくイライラしなくなったような気がします。気のせいかもしれませんが…。おすすめの食べ方は、炊き込みご飯です。サバサバ系を目指しています。(Y. M)

### お知らせ

## 全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け”・“関与先企業様向け” 「使用者賠償責任保険制度」のご案内

(使用者賠償責任保険・雇用関連賠償責任保険)

関与先企業様向  
サイバーリスク保険 新発売!!

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先(提携募集代理店):東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)公務広域法人部

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイビルディング8F

・電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-3243-7025(受付:平日9時~17時)

・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております。保険約款によりありますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

TAC 使用者賠償責任保険 で 検索

2022年1月作成 21-TC08755

今回の表紙は相馬市の初日の出の写真です。相馬市の担当課のご好意により掲載の許可をいただきました。表紙の説明に少し補足します。「相馬釣棧橋」の右端に写っている松川浦大橋を渡り、鷲ノ尾崎トンネルを抜けると、左に太平洋、右に松川浦を一望できる素晴らしい景観が広がります。「文字島」の近くにはレストランや旅館もあり、景色を眺めながら食事を楽しむことができます。海苔棚では「ヒトエグサ」が採れ、「青のり」「あおさ」として親しまれています。おいしいものといえば、近年相馬沖で漁獲高が増加しているトラフグがあります。相馬の新しい冬の味覚「福とら」として市内の寿司店や旅館などでもフグ料理が提供されるようになりました。相馬までちょっと足を延ばしてみるのはいかがでしょうか。移動にかかる時間や費用をかけることなく、素晴らしい景色や美味しい食事を楽しむことができます。

(T. K)

新型コロナも感染症法の改正で、季節性インフルエンザと同じ第5類に引き下げられる見通しです。もう3年を経過しましたので、そろそろ普通の日常に戻すべきですね。

先日、映画「アバター：ウェイ・オブ・ウォーター」(4DX版)を鑑賞する機会がありました。自身初の4DXでしたが皆さまはご存じでしたか? 3D用の眼鏡で観る3D映画に加え、座席が前後左右上下に動くだけでなく、風や水しぶき、匂い等が顔や体に伝わる、そう、映画とジェットコースターが融合したような、年甲斐もなくワクワク感満載で痺れ、夢の中のような3時間超の長編映画はあっという間でした。皆さまも機会があれば是非お試し下さい。

(M. Y)

会報 社労士ふくしま No119

令和5年2月15日発行

発行所 福島県社会保険労務士会  
〒960-8252  
福島市御山字三本松19-3  
TEL 024-535-4430  
FAX 024-534-5432  
発行責任者 会長 宍戸 宏行  
編集 広報委員会  
印刷所 陽光社印刷株式会社

陽光社は  
未来につながる  
エコ活動に  
取り組んでいます



ようちゃん®

**YOKOSHA**  
New Qualityの世界へ  
陽光社印刷株式会社

〒960-0112 福島市南矢野目字萩ノ目裏1-1  
TEL 024-553-4600  
FAX 024-554-4420

陽光社公式SNS  
QRコード



エコアクション21  
®環境省  
認証番号0000015

E-mail [info@yokosha.co.jp](mailto:info@yokosha.co.jp) <https://www.yokosha.co.jp>

エコアクション21 福島県認証第1号

10190130(09)

社労士が抱える  
その問題を  
イーシア・ゼロが  
解決!

顧問先から直接データを取得して  
電子申請をラクラク・スマートに!



WEB明細機能で  
ペーパーレスを実現!

年末調整も企業の社員が  
直接入力でラクラク♪

社労士側で企業の  
業務権限の設定OK!

信頼のクラウドソフト

**社労法務クラウド**

- ▶ 電子申請だけでなく給与・賞与計算、労働保険年度更新業務などをひとつのマスターで運用
- ▶ イーシア・ゼロで収集した情報をワンクリックで同期可能



電子申請を高速自動化

**イーシア・ゼロ**

- ▶ 個人情報はクライアントが直接入力するので時短・便利
- ▶ 申請はすべて自動更新/申請状況をメールでお知らせ
- ▶ 公文書をまとめてダウンロード・さらに自動で名前を付けて保存

広告を見て...とお気軽にご連絡ください!

土・日・祝・当社指定の休業日(年末年始・夏季休業)を除く平日9:30~17:00

✉ [sales@shalf.jp](mailto:sales@shalf.jp)

スマホからも  
ご返信頂けます

販売元



N I M O N  
S H A L F

TEL. 050-1790-1545

■本社/〒160-0023 東京都新宿区西新宿9-3-30 カーメルII 1F  
■商品開発事業部/〒430-7718 静岡県浜松市中区板屋町111-2 浜松アクトタワー18F

URL <https://www.shalf.jp/>

イーシア・ゼロ

検索

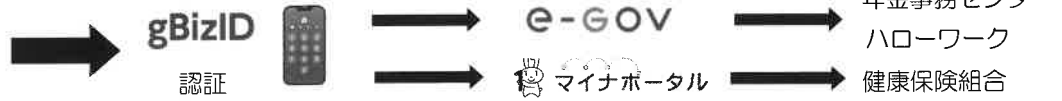


社会保険労務士  
サポートシステム

# PSD社会保険労務士

e-Gov 電子申請 API  
マイナポータル API

— G Biz ID を利用した電子申請に対応しました —



従来からの電子証明書に加えて G Biz ID での認証が可能になりました

— 給与ソフト連動・その他特長 —

### 給与ソフトからマスタ連動

- ・給与奉行 ・PCA 給与 ・給与大臣
- ・ACELINK NX - pro ・弥生給与 ・給料王

社員マスタや給与データを読み込むことで大幅な入力作業から解放されます。また、給与ソフトによってはマイナンバーの連携と利用記録を自動で行えます。

### 申請書作成・電子申請



種別	申請書	提出先	提出時期	申請時期
給与	給与	年金事務所	毎月	毎月
健康保険	健康保険	健康保険組合	毎月	毎月
雇用保険	雇用保険	ハローワーク	毎月	毎月
労務	労務	労務	毎月	毎月
労務	労務	労務	毎月	毎月
労務	労務	労務	毎月	毎月
労務	労務	労務	毎月	毎月
労務	労務	労務	毎月	毎月
労務	労務	労務	毎月	毎月
労務	労務	労務	毎月	毎月

普段見慣れた申請書イメージを画面に表示し確認・編集が行え、複数の申請書を一括送信、照会ができます。

○製品に関する詳しい内容は電話・FAX・メールにお気軽にお問合せ下さい

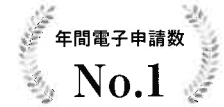
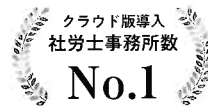
株式会社パシフィックシステム TEL : 03-5572-6700 FAX : 03-6807-4588 メール : info@psd-soft.com

## Shalom

社労士業務支援システムのスタンダード

あなたのオフィスへ、革新的な効率をご提供

社労士事務所に  
選ばれて No.1  
2年連続3冠獲得



日本マーケティングリサーチ機構調べ [調査概要: 2022年11月期\_指定領域における競合調査]

社労夢や関連製品に関しては  
WEBサイトをご覧ください

社労夢



社労夢サイトは  
こちら



## セミナーのご案内

お得な  
キャンペーン情報も  
あるかも?



エムケイシステムでは、各種セミナーを毎月開催しております。  
個別質問会も定期開催中です！  
WEBページをご確認の上、ぜひご参加ください。

セミナーページは  
こちら



東京オフィス 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目 10 番 4 号 オークラ プレステージタワー 18F

株式会社 エムケイシステム

# 「街角の年金相談センター福島」のご案内

## 手続きができます

- ◎年金の請求手続きをしたい
- ◎振込口座の変更をしたい
- ◎親が亡くなった時の手続きをしたい

## ご相談下さい

- ◎私は何歳からもらえるの？
- ◎私はいくらもらえるの？
- ◎働きながらもらえるの？

## ●受付時間

平日	土・日・祝日、振替休日、 年末年始(12/29~1/3)を除く	午前8:30~午後5:15
毎週月曜日(休日の場合は翌日)は時間延長		午後5:15~午後7:00

## ●場 所 〒960-8131 福島県福島市北五老内町7-5 i.s.M37ビル2階



●電 話 024-531-3838 (予約・電話での年金相談は、専用番号へお願いします)

※予約の申し込みは

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890

050で始まる電話でおかけになる場合は  
03-6631-7521

※電話での年金相談は

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は  
03-6700-1165

ご予約・お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

従業員のみなさま

サービス残業  
パワハラ・セクハラ  
不当解雇

あなたの職場の  
「困った！」に  
答えます！



相談  
無料

問題が深刻化する、その前に

※運送料(ナビダイヤル)は有料です。

労働問題の専門家、社労士が「あっせん」<sup>※</sup>で解決！

※「あっせん」とは、社労士など労働問題の専門家が労働者・経営者の間に入り、「話し合い」により問題解決をめざす制度です。

まずはご相談ください

福島県社労士会総合相談所

受付時間：午前9時30分～午後5時(平日)  
相談日時：毎週水曜日 午後1時～5時

※予約優先

024-526-2270

あっせんを希望する方は

社労士会労働紛争解決センター福島

024-535-4430



福島県社会保険労務士会

福島県社会保険労務士会

携帯・スマートフォンから ▶

